

医療法人たかまさ会

令和 7 年度

処遇改善手当について

はじめに

令和6年（2024年）4月の介護報酬改定に伴い、これまでの「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」の3つが一本化され、新たに「処遇改善加算」として統合されました。加算額の分配方法については、これまでと同様に「処遇改善考課試験」の結果を反映しながら、職員一人ひとりの評価に基づいて支給いたします。分配の考え方や基準に変更はありません。

また、例年4月に常勤介護職員へ支給しておりました「期末賞与」につきましては、本改定により、ベースアップ手当としての分配対象職種が拡大されたことから、今年度より支給を終了することとなりました。

○処遇改善手当

対 象：介護保険事業所に従事する介護職員全員

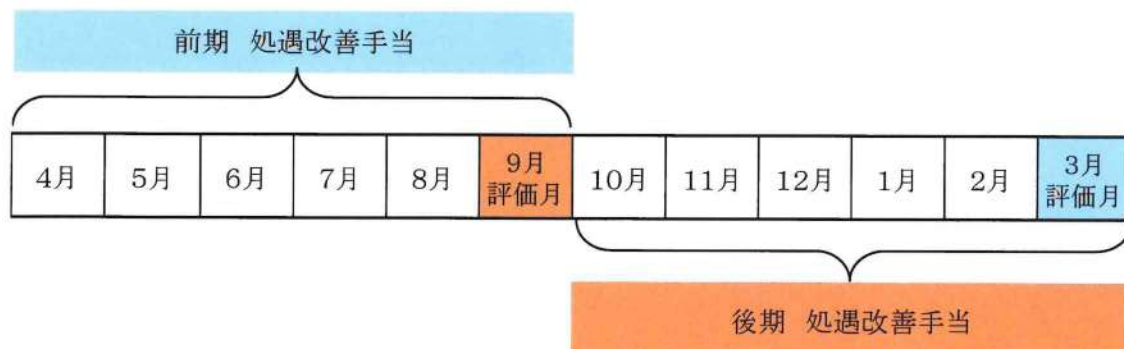
支給額：20,000 円～34,000 円/月

処遇改善考課試験（3月、9月）の結果により決定

期 間：前期）4月～9月、後期）10月～翌年3月

処遇改善手当は、介護職員の能力に着目し6ヶ月毎に評価し見直しを行う

評価（考課試験）は前期・後期、それぞれ9月と3月に実施する



○特定処遇改善手当

対 象：介護保険事業所に従事する介護職員全員

支給額：2,000 円～40,000 円/月

前年度の考課試験結果（3 月・9 月の 2 回分）により決定

期 間： 4 月～翌年 3 月

【一般対象者】

リーダークラス（問題作成者）：40,000 円

2 回とも実技試験：15,000 円～40,000 円

1 回は実技試験：10,000 円

2 回とも筆記試験：8,000 円

試験 1 回 ：5,000 円

試験 0 回 ：3,000 円

【不可抗力による未受験者 ※産休・長欠等】

10 年以上 ：8,000 円

5 年以上 10 年未満 ：5,000 円

5 年未満 ：3,000 円

【定年再雇用者】

10 年以上 ：30,000 円

5 年以上 10 年未満 ：10,000 円

5 年未満 ：5,000 円

○処遇改善支援手当

対 象：介護保険事業所に従事する介護職員全員

支給額：7,000 円/月

期 間： 4 月～翌年 3 月

○家族入学祝金

対 象：介護保険事業所に従事する常勤介護職員（非常勤除く）

支給額：進学する学校により支給

支給日：4 月 20 日

（支給額）

小 学 校：10,000 円

中 学 校：10,000 円

高 等 学 校：30,000 円

4 年制大学以外：30,000 円

4 年 生 大 学：50,000 円

○ベースアップ手当

対象：介護保険事業所に従事する職員全員

支給額：職種・資格により支給

期 間： 4月～翌年3月

(支給額)

看 護 師：10,000 円	管理栄養士：8,000 円
准 看 護 師：8,000 円	栄 養 士：6,000 円
介護福祉士：8,000 円	調 理 師：6,000 円
社会福祉士：8,000 円	調 理 員：5,000 円
介 護 職 員：5,000 円	事 務 員：5,000 円